

平成23年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成23年3月1日(火曜日)午前10時10分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
諸般の報告
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

- 議案第 4 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 15 号 平成 22 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 16 号 平成 22 年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 17 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 18 号 平成 22 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 平成 22 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 27 号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について
- 議案第 28 号 市道路線の変更について
- 議案第 29 号 市道路線の認定について
- 議案第 30 号 市道路線の認定について
- 日程第 6 号 議案第 1 号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

諸般の報告

日程第 3 施政方針演説

日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について

日程第 5 議案第 3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第 4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第 5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 かすみがうら市行政組織改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 7号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第 8号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

議案第15号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第16号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第18号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算

議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算

- 議案第24号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算
議案第27号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について
議案第28号 市道路線の変更について
議案第29号 市道路線の認定について
議案第30号 市道路線の認定について

日程第 6 発議第 1号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

開 会 午前10時10分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成23年かすみがうら市市議会第1回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、4番 田谷文子君、5番 古橋智樹君、6番 小松崎 誠君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から24日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりでございます。ごらんおき願います。

次に、平成22年第4回定例会会議録を配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員からの、地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成22年11月から平成

23年1月までの月例出納検査報告書並びに地方自治法第199条第9項の規定による随時監査結果報告の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、本日までに受理しました請願は、請願文書表に記載してありますように、請願第1号請願書「八ッ場ダム等水源開発の検証検討について」、請願第2号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」、請願第3号「T P P交渉参加反対に関する緊急請願」、請願第4号「建設業協会の経営改善等に関する請願書」、請願第5号「かすみがうら市商工会市補助金に関する請願書」の5件であり、所管であります各常任委員会に付託しましたのでご報告申し上げます。

また、陳情書「補助金減額見直しのお願について」は、議会運営委員会の決定により、請願文書表に記載してありますように、文教厚生委員会に付託しましたのでご報告いたします。

その他、本日までに陳情書2件を受理し、お手元に配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

陳情書の扱いの件なんですけれども、これまで陳情書は議場配付ということになっていましたけれども、今回、2月21日付の「補助金減額見直しのお願について」は、文教厚生委員会ということで委員会付託になっていると思うんですけれども、この「高齢者・障害者・住民参加のサロンの開設に関する陳情書」、これも市内のほうの方から出されているもので、市議会で審議され一日も早くお知らせいただきたいというふうに書いてあるんですけれども、これは議場配付ということになります。この各所管の委員会で議論するということは、なぜやらなかったのか。判断したのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

いいですか。こちらのほうは、陳情書「補助金」のほうは文教厚生委員会で審議することになると、こちらのほうは配付だけなので、そういう点での選択基準というのがあるのかどうか、それをお聞きしたいと。

○議長（小座野定信君）

はい。議会事務局長 土渡良一君。

○議会事務局長（土渡良一君）

ご質疑の陳情書の取り扱いでございますが、これにつきましては議運の中でのご検討いただいた結果ということで、基本的には議運の中でお話が出ましたのは、特に3月議会につきましては予算関係がございますので、特に関連を強く有するものという意味を踏まえて、補助金のほうにつきましては付託という扱いとなった経緯でございます。以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、このサロンのほうの開設に関する陳情書は、いわゆる予算に関係しないということで委員会としては配付のみということで、議会としては審議は不要だというふうなことと理

解してよろしいのですか。

○議長（小座野定信君）

議会事務局長 土渡良一君。

○議会事務局長（土渡良一君）

議運のほうの考えといたしましては、当該予算に当然かかっている補助金、直接かかっている補助金について今回は付託しようというお話で、ほかにも請願が出ておるものにつきましても、当然予算が伴うものは、将来的には伴うものはございますが、今回については3月の当初予算と密接に関連があるものを付託しようということでございます。そういう意味で将来的な予算との関係を考慮したものではなく、当該3月の分においてということでございます。

ご理解願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

次に、議長、副議長が出席しました会議等については、お手元に配付いたしました各月の行事等報告書のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 施政方針演説

○議長（小座野定信君）

日程第3、市長より平成23年度の施政方針演説がありますので、発言を許可いたします。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

本日、平成23年かすみがうら市議会第1回定例会の開会に当たり、私の市政運営に対する基本的な考え方と主要施策について表明させていただき、議員の皆様方を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さきの内閣府の月例経済報告では、「景気は、持ち直しに向けた動きがみられ、足踏み状態を脱しつつある。ただし、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」という内容です。

しかし、何といても最大の不安材料は、公的部門が抱えるGDPの2倍を超える負債残高であり、これが経済クラッシュの引き金にならねばという懸念であります。私は、このような状況の中で、引き続き徹底した行政改革に取り組んでいく必要があるとの思いを新たにしているところであります。

こうした観点から、選挙公約として掲げておりました特別職報酬の減額や国民健康保険税の近隣市町村並みへの引き下げ、さらには、育児保育・学童保育の拡充などの子育て支援に取り組むとともに、中学生以下の医療費の無料化につきましては、平成23年度中の条例改正を目指すことといたします。また、石岡地方斎場移転計画の見直しを、関係市との合意形成に向け引き続き協議してまいります。そして、常設型市民投票条例の制定につきましては、現在、総務省において、国全体としての取り組みの方向が示されているところから、その状況をもう少し注視すべきものと考えております。

このような中、平成22年度には補助金等審議会並びに政策推進戦略会議を立ち上げ、補助金の見直しとともに、事業仕分けを実施し、財源の確保に努めてきたところでございます。また一方で、地場産業活性化の一環として、シルバー産業実現に向けての研究、さらには都市交流のある板橋区に職員を派遣し、市の情報発信のための市単独のアンテナショップオープンを目指しているところであります。

平成23年度事業につきましては、かすみがうら市総合計画に基づき行政運営を進めてまいりますが、前期基本計画が最終年度の5年目に当たることから、現下の変動する社会情勢を踏まえ、後期基本計画の策定に向けて見直しをしていく考えであります。

以下、重点施策につきましてご説明を申し上げます。

第1に、「自然と調和した快適なまちづくり」を目指してまいります。

宮崎県新燃岳の噴火活動が続く中、ニュージーランドにおける痛ましい地震災害が連日報道されておりますが、自然災害の発生は予期せぬところであり、市民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域を挙げての防災への取り組みが不可欠であると考えております。

まず、防災機能の充実を図る視点から、千代田地区防災無線のデジタル化を推進するとともに、住宅地への緊急車両の進行を阻害する狭隘道路の調査とデータ化を進めてまいります。また、地震に強い住宅の整備を促進するため、耐震診断に係る費用の一部を補助してまいります。

交通安全対策につきましては、死亡事故が多発している現状を踏まえ、関係機関・団体との緊密な連携を図りながら、交通安全キャンペーンなどの交通安全活動を通じて、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設を必要に応じて整備してまいります。また、防犯灯の管理者を迅速に特定し、修理を即座に実施するため、地図情報を活用した防犯灯管理システムの整備を行い、防犯灯の管理事務の効率化を図るとともに、地域安全パトロールなどの地域防犯活動を展開してまいります。

近年、霞ヶ浦大橋が無料化されたことに伴い、交通量が年々増加し、交通事故も発生している現状があります。また、市内における窃盗などの犯罪や建設系廃棄物の不法投棄もふえており、本市においてもこれらの対策が重要な課題となっております。これらの監視を強化するために国道354号沿線に監視カメラを設置するとともに、土砂等の埋め立てについての関係条例を適切に運用してまいります。

次に、霞ヶ浦の水質保全や本市の恵まれた自然環境を守る上で、下水道の役割は重要であります。整備未了となっている特定環境保全公共下水道の加茂地区につきましては、引き続き計画に沿った整備を実施し、下水道計画区域外では合併浄化槽への助成を行ってまいります。また、施設の維持管理経費の削減を図るため、下水道施設の施設状況を調査し、長寿命化計画を策定してまいります。

上水道につきましては、健全経営を基本とし、安全な水を安定して供給するため、適切な維持管理に努めるとともに、経年劣化等に伴う配水管の改修を進めてまいります。

道路環境につきましては、去る2月7日に土浦市内の都市計画道土浦新治線と国道354号土浦バイパスが開通したことにより、霞ヶ浦地区から常磐自動車道へのアクセスが格段に向上し、周遊観光や流通に大きな経済効果が期待されます。また、平成22年に開通した県道石岡・つくば線と連動した国道6号千代田石岡バイパスの早期完成を目指し、働きかけを続けてまいります。

市内の道路整備については、地域間の幹線道路である市道㊦6号線や霞ヶ浦環境科学センターへの連絡道である市道㊦8459号線の早期完成を目指し整備を進めるとともに、五輪堂橋のかけかえを推進してまいります。その他の市道につきましては、今後とも路線の重要性や緊急性を考慮しながら計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

公共交通の確保につきましては、交通手段を持たない市民の生活上の拠点をつなぐ移動手段の確保のために、乗り合いタクシーやシャトルバスの実証運行を行い、市民の足として実情に合った輸送サービスの実現を目指してまいります。

神立駅西口整備につきましては、本年1月25日に土浦市と本市において一部事務組合を設立したところであり、今後は具体的な事務手続を進めてまいります。

消防につきましては、その広域化が体制の基盤強化の有効な手段であるため、具体的に検討・準備に取り組んでまいります。また、地域に最も身近な防災組織である消防団のより充実した活動を支援するため、計画的な統合を目指してまいります。

第2に、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」を目指してまいります。

すべての市民が毎日を健やかに暮らしていけるよう、その生活基盤となる社会保障や福祉のニーズを確実に捉え、市民のつながりや地域が一体感を持った相互扶助のまちづくりを進めてまいります。

国民健康保険につきましては、市民の健康を支えているものでございますが、度重なる制度改正や国庫負担の縮減などにより、全体的な見直しが求められております。特に、高齢化や経済情勢の悪化、高度医療の発達などにより、制度開始時の被保険者の構成に対し、現在では社会的に低所得と言われる方の構成割合がふえています。また、医療給付費は今後も伸びが見込まれることから、保険税のさらなる負担増は被保険者の日々の暮らしの中でも相当深刻なものが考えられます。このため、一般会計からの繰り入れ支援を強化するとともに、保険税負担の抜本的見直しを行ってまいります。また一方で、健全な運営を図る必要があり、収納対策強化とともに、医療給付費総額の抑制策として、中長期的な視点に立っての特定健診の強化や健康づくりを具体化する健康増進計画の策定を進めてまいります。

保健予防につきましては、医師会や医療機関との連携を図り、社会的ニーズの高くなっている子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の各ワクチン接種を実施してまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者がいつまでも地域社会に参加し、生きがいを持って暮らすことができるよう各種支援策を講じるとともに、超高齢社会に対応するための新たな高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画を策定いたします。

障害福祉につきましては、さきに改正された障害者自立支援法の内容を踏まえ、これまでの障害者計画、障害福祉計画を検証し、社会的ニーズへ対応した計画を策定してまいります。

次に、子育て世代への支援につきましては、社会全体が一体となって取り組むことが大切であると認識しております。子育て支援の充実したまちを目指し、各世帯の持つ不安の解消に向けた取り組みを実施してまいります。具体的には、近年大きな社会問題となっている児童虐待等の予防対策として、相談体制の充実を図るために専門相談員を配置します。

また、放課後児童クラブにつきましては、保護者の就労時間の多様化に伴い延長保育時間を拡大するとともに、利用児童の安全確保や施設の充実の視点から、新たに下稻吉東小学校にクラブ

を設置します。

第3に、「豊かな学びと創造のまちづくり」を目指してまいります。

すべての市民が、生涯を通じて学び合い、地域の文化をはぐくむことは、この生まれ育った地域をより魅了するものにするものであり、本市においても脈々と引き継がれた地域文化が、その魅力度を高めながら保存されております。私は、それらの根本は教育であるとの視点に立ち、その基盤となる教育環境づくりに力を注いだまちづくりを進めてまいります。

最初に、学校教育の分野につきましては、平成17年度から継続して整備を進めてきた志筑小学校移転整備事業が、平成23年度のプール建設工事をもって完成となります。長い年月を要することとなりましたが、議員の皆様を初め、市民及び関係者の方々に改めて御礼を申し上げます。ことし9月の開校を目指して準備を進めており、地域の方々に愛される学校づくりに努めてまいります。

さらに、学校施設の安全性の確保としては、下稲吉小学校の保護者や市民の方々の要望のあった同校の施設整備を年次計画により進めることとし、校舎の一部の建設に着手いたします。また、耐震性能の劣る下稲吉東小学校校舎の耐震化を推進するため、設計を行ってまいります。

また、かねてより適正規模と適正配置が課題であった市内小中学校の統廃合につきましては、将来にわたる大きな問題として重く受けとめ、引き続き市民の方々のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、教育内容の充実につきましては、児童・生徒の能力に応じきめ細かな推進をするため、特に必要性が高まっている学校介助員の一層の充実を図ってまいります。また、新小学校学習指導要領により、平成23年度から5、6年生に対し外国語活動が本格実施されることから、英語指導助手を設置することで外国語の音声や表現になれ親しみ、さらにはコミュニケーション能力の素地の養いを支援します。また、国際感覚の豊かな人材育成のために、次代を担う中学生を海外へ派遣する「少年のつばさ」につきましては、継続して実施し、その体験が学校生活において活発に生かされることと期待しております。

生涯学習の充実につきましては、その中核施設となるあじさい館内の図書館運営の拡充を検討してまいります。具体的には、多様化する市民ニーズに沿い、図書館資料のさらなる充実とともに、祝日開館と平日の開館時間の一部延長を試行してまいります。また、本市は他に誇れる歴史や埋蔵文化財等の宝庫という一面を持ち合わせており、この誇れる地域資源を市内外に情報発信することは、これからのまちづくりに大きく寄与するものと考えております。このことから、郷土資料館と歩崎公園ビジターセンターを一体化し、学習の場としての魅力の創出を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の推進につきましては、スポーツ団体のより一層の活動促進と、より多くの市民のスポーツ参加機会を増すため、市民主体の2つの総合型地域スポーツクラブの活発な活動を引き続き支援してまいります。

第4に、「活力ある産業を育てるまちづくり」を目指してまいります。

産業の振興は、地域活性化の源であり、本市の優れた景観を守る農林水産業の振興や耕作放棄地の対策を図るとともに、企業立地を積極的に推進しながら、引き続き地場産業の振興に努めてまいります。

最初に、農用地の有効利用については、農用地利用集積特別対策事業として、関係団体の協力を受けながら利用状況調査を行い、その結果を耕作放棄地の解消や農地利用希望者へのあっせんにつなげてまいります。

農業の振興につきましては、本市農産物の価値向上に努めるために、「湖山の宝」プロジェクトの趣旨に沿った加工品の開発支援や、新たな研究などに取り組む生産者組織への支援をしております。

また、優良農地の確保と有効利用を促進する農業振興地域整備計画の見直しを行ってまいります。

国の農業施策が大きく転換し、食料自給率向上と農村地域再生を目指す「農業者戸別所得補償制度」が平成23年度から本格実施されますが、本市としては、水田利用推進事業の助成内容の見直しを行うことで、飼料用米の推奨と担い手農家の支援により、水田の耕作放棄地の抑制を図りたいと考えております。

増加するイノシシなど有害鳥獣の農作物被害につきましては、今後もより深刻化するのではと懸念しておりますが、囲いわなの増設を行うなど、地元関係者の協力を得ながら、対策を講じてまいります。

次に、森林は水源の涵養、自然環境の保全など多面的機能を有していることから、森林が健全に育成・整備され公益的な機能が発揮されるよう、身近なみどり整備事業を引き続き実施するとともに、身近な緑を愛し、守り、育てる活動を通じて、人や社会を愛する心を育てようとする緑の少年団活動を支援してまいります。

水産業の振興につきましては、水産資源の増大を図るため、ワカサギ孵化放流、ウナギの稚魚放流、外来魚の除去などを、沿岸の関係団体のもと、引き続き実施してまいります。

観光振興につきましては、首都圏第3の空港として開港した茨城空港もはや1年を経過し、現在では国内3都市と海外2都市へ就航しております。本市では、いち早く外国語版のパンフレットを作成するなど、地域ブランド「湖山の宝」を初めとする市の観光情報を発信しておりますが、今後もその充実に努めてまいります。また、平成22年11月から板橋区内大山商店街のアンテナショップに参画し、本市のPRをしておりますが、平成23年度は新たに市単独のアンテナショップを開設し、本市農業や観光施設の紹介を実施してまいります。

雇用の対策につきましては、地域活性化の観点から、小規模工事等契約希望者登録制度や住宅リフォーム補助制度を創設し、市内事業者の活用を促進してまいります。

悪質商法や消費生活に関するさまざまなトラブルを解決するため、広報誌やホームページなどで啓発するとともに、消費生活センターによる消費者相談を実施してまいります。

第5に、「みんなで作る連携と協働のまちづくり」を目指してまいります。

地域主権が声高に叫ばれる現在、まちづくりのあるべき姿は、まさに市民参加型だと考えております。これまでの行財政運営を市民の皆さんと一体になって検証するとともに、市民や市内企業などとの連携によりまちづくりを進めてまいります。

コミュニティづくりにつきましては、少子高齢化の進行や生活の変化を背景に、その重要性が増しております。平成23年度においては、拠点となる地域集会施設3カ所の整備を支援してまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、既に各方面で市民の方々に参加していただき事業を展開しているところで、特に、かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンかすみがうら大会は、地域の元気につながる活動として高く評価され、平成22年度の茨城県イメージアップ大賞の奨励賞を受賞いたしました。今後も市民の皆様との連携を視野に入れ、各事業の展開を図ってまいります。また、ふるさと大使や本市の応援団として登録いただく「ふるさと市民」の方々との活発な交流機会を設け、地域活性化やまちづくりへの参加機会の拡大を進めてまいります。

男女共同参画社会の構築につきましては、実感できる環境を目指し施策を展開しておりますが、市民の皆さんへの周知PRや意識改革を図りながら、新たな推進策を検討してまいります。

広報活動の推進につきましては、従来の行政情報の伝達周知に加え、市のイメージ発信やPRには欠くことのできない要素であると認識しております。特に、インターネットを活用した迅速な情報発信は、大きな効果が期待されます。新年度においては、リニューアルしたホームページを活用し市内外への情報発信に努めてまいります。

行財政運営につきましては、市長就任時から内外に向けて行政改革の推進を掲げ、短期間の中でも事業仕分け等のできる限りを実行に移してまいりました。平成23年度においては、その取り組みを本格化させ、事業のあり方そのものを検証することで、計画的、効率的な運営を目指してまいります。その基盤となる職員の定員管理につきましては、厳しい財政運営のもと、平成23年度の職員の採用を見送り、組織機構につきましては、合理化を進めております。

財政基盤となる自主財源の確保につきましては、新たに納税者の利便性を確保するコンビニ収納を実施するとともに、インターネット公売等を引き続き実施してまいります。

また、入札制度につきましては、条件つき一般競争入札を中心に実施しているところでありますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、価格以外の要素を含めて評価する総合評価方式による入札を試行的に実施し、入札契約制度の透明性、工事の品質の確保を目指してまいります。

ただいま申し上げてまいりました、まちづくりを実現するための平成23年度予算の概要をご説明申し上げます。

一般会計は150億5000万円で、平成22年度予算と比較して8000万円、0.5%の減と、ほぼ同水準となっています。

歳入については、税収が低迷する中、地方交付税の増により一般財源が確保されました。

歳出については、学校耐震化の推進など安全・安心な市民生活の確保、道路整備等の市民生活に密着した社会資本整備の着実な推進とあわせ、神立駅周辺の整備事業など新たな課題への対応が求められる中、国民健康保険事業における保険税の見直しなど福祉の向上を優先施策として、合併特例債や基金の活用により、社会保障の充実と社会資本整備のバランスに配慮した予算といたしました。

特別会計については、6会計合わせて94億7920万円で、2億9940万円、3.3%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせて、総額245億2920万円となり、2億1940万円、0.9%の増となっております。

企業会計である水道事業会計については、収益的収入及び支出額は10億528万9000円で、平成

22年度予算と比較して、収入は4174万3000円、4%の減、支出は4170万4000円、4%の減となります。資本的収入及び支出の収入額は、1750万1000円で、9649万9000円、84.6%の減、支出額は5億2732万8000円で、353万3000円、0.7%の増となっています。

以上、平成23年度予算案提出に当たり、私の所信の一端を申し上げ、施政方針とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時55分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（小座野定信君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第1号につきましては、下稲吉中学校校舎耐震補強工事に伴う変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、地下埋設ケーブル及び仮設給水場を増設したことにより変更したものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、理由をおっしゃったんですけれども、当初設計の段階で、今言った2点については確認はできてなかったのでしょうか。それとも、その後に追加をしなければいけないというふうになったのか、この点についてご説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

はい、ご苦労さまでございます。それでは理由を、ただいまのご指摘の件も含めて、多少詳細に申し上げたいと思います。それで答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

今回の変更の理由につきましては、大きく3点ほどございます。その3点が変更増の主たる要

因でございまして、ほかにも過不足がございましたけれども、結果としてご案内されているような414万7500円となったわけでございます。

まず、その第1点目でございますが、仮設の水飲み場ですか、これは給配水も含まれますけれども、これの増がございました。

当初の設計では別棟の利用を見込んでいたわけでございますが、実情としては賄い切れないという学校の要望によりまして、設置数の増設を図ったものでございます。

つまり、当初仮設がゼロであったものが、4台外側へつけました。それから、内側へ当初ゼロだったのが、12台ということにつけたものが、その理由でございます。

これが着工費ベースで約145万円でございます。

それから、第2点目でございますが、仮設の空調機器、いわゆる室外機及び配管の設置でございます。

これにつきましても、当初設計においては計上されておりませんで、削孔といいますか、コンクリートに穴をあけたり、あるいはその粉じん等の飛散の防止、そして、騒音対策も兼ねまして衛生環境の確保、これを、強く学校側等の要望がございまして、設置をするに至ったわけでございます。この増額でございます。これが着工費ベースで185万円でございます。

つまり、当初に室外機の設置の架設は予定をしてございまして、6台を設置をしているものでございます。

続いて、3点目でございますが、P Cのアウトフレームの施工に伴いまして、先ほど市長が触れておりましたが、地下埋設ケーブルの切り回しがございました。これが55万円ほどの増となっているものでございます。当初は目視による確認が不可能であったということが一つございます。これに加えまして、試掘には施工範囲の確保など、学校行事及び安全管理を含む調整に時間を要するため、竣工図に基づく設計を行いました。現状と相違が生じたことからの増額でございます。

つまり、この中で、いわゆる架設といいますか切り回しのため、40メートルのケーブルを90メートルに引き上げているものでございます。

そのような3つの大きな理由から、今回の増額とさせていただいたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうふうに細かく内容がわかっているならば、これに報告とする中身としてはきちんと添付すべきだということだと思ふんですよ。

今、1点、2点、3点おっしゃいましたよね。1点と2点は学校側の要望ということですね。3点目は、目視で設計、前のものを見たらそこには埋設するものがなかったと、ただ、やってみたらそういうことがあったので延長したということですから、そういう内容については、きちんとこういう報告だけで済ませるのではなくて、添付書類として事前に配付すればよろしいのではないのでしょうか。その点について。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

以後、そのような措置をしていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり、これが実際にこのぐらにかかるのかどうかということも、検証しなければいけないんですよ、私たちのほうとしてはね。増額がこれが適当なのかどうかというチェックも事前に行なえばいけないというのがありますので、ぜひ、これは後で書類を提出してください。議員全員に。お願ひします。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

以上で、報告第1号の報告を終了いたします。

日程第 5 議案第3号ないし議案第30号

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、ないし議案第30号 市道路線の認定についてまでの28件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

次いで、提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました各議案につきまして、提案理由を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第3号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定並びに議案第4号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、昨今の大変厳しい財政状況をかんがみ、平成23年4月1日から、私の任期の限り、副市長並びに教育長の給料月額を10%減ずるための条例を制定するものでございます。

次に、議案第5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年8月に国家公務員の給与等に対し人事院勧告が提出され、国や他自治体においても一般職及び常勤の特別職の給与が改定されたことに伴い、市職員の給与等について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第6号 かすみがうら市行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、住民サービスの向上や行財政改革の着実な推進のため、本年4月に予定している行政組織の改編に伴い、条例の一部改正とあわせ、関係条例の整理を行うものでございます。

次に、議案第7号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の一部を活用し、虐待や自殺予防対策として、専門相談員や図書館司書を配置する財源に充てることなどを目的とした基金条例を設置する

ものでございます。

次に、議案第8号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市外に住所を有する特別職の職員が会議等に出席した場合の費用弁償と、嘱託員の通勤に係る費用の一部を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第9号 かすみがうら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましては、老人保健事業について、後期高齢者医療制度への移行後の清算のみを行っていましたが、清算期間が経過したため、老人保健特別会計を廃止するものでございます。

次に、議案第10号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、土地の埋め立て事業を適正に処理するため、条例の一部を改正するものでございます。

このたびの改正では、事業者、事業施行者、周辺関係者を明確に定義し、事業関係者の責務や、さらには、事業に用いる土砂等の発生元についても茨城県内に限定するなど、新たな規制を盛り込むものであります。

また、この改正条例は広く周知をする必要があることから、来る6月1日から施行するものでございます。

次に、議案第11号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、出産育児一時金の支給額を暫定的に引き上げる特例措置が終了することに伴い、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第12号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の基礎課税額のうち、所得割額並びに資産割額について引き下げを行い、高齢者支援金分、介護保険分については、納付額に見合う税収を確保するため、引き上げを行うものでございます。

さらに、賦課限度額につきましては、基礎課税分1万円、後期高齢者支援金分1万円、介護保険分2万円の合計4万円の引き上げを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、牛渡地区公民館及び安飾地区公民館の移転に伴い、施設の位置を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6億5250万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を163億3569万9000円とするもので、主な内容といたしましては、きめ細かな公共施設整備事業の推進を初め、消防車両の整備、基金積み立て等に要する経費を計上したものでございます。

次に、議案第15号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億3339万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億1546万2000円とするものです。

内容といたしましては、保険給付費について不足が見込まれることから、増額を行うものであります。

次に、議案第16号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）につつま

しては、既定の歳入歳出予算の総額に262万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1151万3000円とするものです。

内容といたしましては、清算業務のため存続させてきた老人保健特別会計ですが、平成22年度をもって廃止となることから、実質収支見込額を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、議案第17号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に271万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億9050万6000円とするものでございます。

内容といたしましては、消費税納付金を計上するものです。

次に、議案第18号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6151万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億9158万4000円とするものです。

内容といたしましては、認定調査件数の増加による主治医意見書作成手数料と介護給付費準備基金の積立金を計上するものでございます。

次に、議案第19号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入の既決予定額1億1400万円に一般会計からの出資金90万円を追加し、資本的収入の総額を1億1490万円とするものです。

なお、補てんされる過年度分損益勘定留保資金の額を4億889万5000円に改めるものであります。

次に、議案第20号 平成23年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は150億5000万円で、前年度予算と比較しますと8000万円、0.5%の減となっております。

次に、議案第21号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は46億8500万円で、前年度予算と比較しますと2億2700万円、5.1%の伸びとなっております。

次に、議案第22号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は5億9400万円で、前年度予算と比較しますと3330万円、5.9%の増となっております。

次に、議案第23号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は12億2400万円で、前年度予算と比較いたしますと1210万円、1.0%の減となっております。

次に、議案第24号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は3億5740万円で、前年度予算と比較いたしますと130万円、0.4%の減となっております。

次に、議案第25号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は26億1880万円で、前年度予算と比較いたしますと5250万円、2.0%の増となっております。

次に、議案第26号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出につきましては、収入支出とも10億528万9000円でございます。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が1750万1000円、支出が5億2732万8000円と

なっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億982万7000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補てんするものでございます。

次に、議案第27号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止につきましては、市町村合併や社会情勢の変化などに伴い、広域行政圏施策は当初の役割を終えたものと考えられることから、市町村圏協議会の設置根拠である広域行政圏計画策定要綱が廃止されたため、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号 市道路線の変更につきましては、上志筑地内を起点に粟田地内を終点とした市道㊦54号線の起点の位置を変更するものであります。

次に、議案第29号 市道路線の認定につきましては、上志筑地内から高倉地内に位置する市道㊦2587号線の路線変更に伴い、別路線の市道として認定するものであります。

次に、議案第30号 市道路線の認定につきましては、本路線は、市道㊦378号線及び市道㊦376号線に接続する路線であり、市道として認定するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明が終了いたしました。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ちょっとお伺いしますけれども、大したことはないんですが、議案第13号、安飾地区公民館というのはどこにあったものなのか。私の記憶では、安飾地区の多目的集会施設というふうに理解しているんですよ。まあ公民館、そんなことは別にどうってことはないんですが、市の財産管理の中で、多目的集会施設が何で安飾地区公民館になっているのか。この辺をお伺いしながら、私の考えが、言っていることが間違いなかったら、これを直してください。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

お答えをいたします。ただいまご指摘の点でございますが、これについては詳細に確認をしたいと思っております。現状の中では、例規においては発言したような状況になっておりますので、後ほど確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この施設は、国の補助金で多目的集会施設ということで建てた建物であって、会計検査院が入ったんですよ。そのときには、多目的集会施設というような看板があがっておった。会計検査院でもって、安飾地区公民館を案内してくれと言ったら、またもとに戻って多目的集会施設に戻ってきた。これは何だというような指摘をされている事実があったんですよ。

それよりも財産の管理体制がどうなっているのか。一番そこが問題なんですよ、安易な考えで安飾地区公民館なんてこれ書いてあるけれども、こんなこと微々たるものなんですよ。職員の資質なんですよ。担当がやっているから、部長にはそこまでわからないかと思うんですが、もし

間違っていたら、一応これ訂正してください。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第4日目の3月4日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 発議第 1 号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第6、発議第1号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

○10番（鈴木良道君）

発議第1号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正の主な内容は3点であり、1点目は、本市議会の議員定数が16人となったことに伴い、動議等による議事に関する成立要件の人数を減ずるよう改正しようとするものであります。

2点目は、質疑の活性化と充実を図るため、会議における質疑、質問の回数等について、3回までであったものを、原則、制限を設けないことに改めるものであります。

3点目は、請願の委員会付託について、これまで委員会付託が義務づけられていたものを、審査に緊急を要する場合や、既に願意が実現されていて、審査の必要を認めないときにおいては、付託を省略し、本会議で審議決定することができるよう改めるものであります。

以上、提案理由説明といたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第1号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、発議第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月2日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散 会 午前11時25分